

有害鳥獣捕獲依頼書の提出時の留意点について

ーお願いー

1. より効果的な捕獲活動を行うために、捕獲依頼をされる場合は「有害鳥獣捕獲依頼書」とあわせて、主たる被害箇所や状況が分かる位置図や写真などを添付していただきますようお願いいたします。
2. 捕獲依頼書が提出されると三田市鳥獣被害対策実施隊による被害調査や銃による捕獲活動が実施されます。
依頼される農会（又は区、自治会）にあたっては、集会等で農会以外の方も含め、捕獲活動についての協力を求め了解を得た上で依頼していただきますようお願いいたします。
3. 三田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動にあたりましては、依頼を受けた農会（又は区、自治会）だけでなく、周辺の山にも影響が及ぶことがあります。依頼をされる農会長（または区長、自治会長）様は、周辺農会（又は区、自治会）にも捕獲依頼を提出した旨を情報提供していただき、農家以外の方々を含め、理解と協力を求めていただきますようお願いいたします。
4. 地域によっては銃が使用できない地域もあります。必ずしもご依頼に添えない場合もありますのであらかじめ市農業振興課までご相談願います。
5. 有害鳥獣捕獲依頼書の受付は、毎年4月1日から10月31日までとなります。
※ 11月15日から3月15日までは狩猟が解禁となります。猟期中（期間前後15日間を含む）の有害鳥獣捕獲の依頼は受け付けませんのでご了承ください。